問い合わせ
財政課
☎(876)1202

浦添市の家計簿

令和4年度下半期財政状況（令和5年3月31日現在）

浦添市の家計簿は、予算の執行状況や市有財産の状況、市の借入金等を中心に年2回公表しております。

人口	114,868人
男	55,745人
女	59,123人
世帯数	52,742世帯
面積	19.44㎢

一般会計予算執行状況

歳出科目	予算現額	構成比	支出済額	執行率	市民一人当たりに使われる経費	説明
民生費	323億5,694万円	50.9%	298億5,495万円	92.3%	259,907円	生活保護、障がい者福祉など
総務費	106億8,841万円	16.8%	68億6,185万円	64.2%	59,737円	防災、選挙費、デジタル費用など
教育費	46億6,560万円	7.3%	42億7,015万円	91.5%	37,174円	小中学校の管理、保健体育費など
衛生費	45億3,213万円	7.1%	34億6,138万円	76.4%	30,134円	保健衛生費、清掃費など
土木費	42億5,079万円	6.7%	31億3,006万円	73.6%	27,249円	道路・街路・公園の維持管理など
公債費	30億6,444万円	4.8%	30億6,035万円	99.9%	26,642円	借入金の元金・利子など
消防費	9億5,059万円	1.5%	9億2,649万円	97.5%	8,066円	消防、救急関係の費用など
商工費	11億2,880万円	1.8%	8億9,128万円	79.0%	7,759円	観光、商工業振興など
農林水産業費	7億8,119万円	1.2%	3億8,350万円	49.1%	3,339円	農業、林業、水産業など
その他	11億 668万円	1.9%	9億6,093万円	86.8%	8,366円	議会費、労働費、予備費など
総額	635億2,557万円	100.0%	538億 94万円	84.7%	468,373円	

※各項目の合計と総額の相違に関しては、端数処理による。

財源	歳入科目	予算現額	構成比	収入済額	収入率
自主財源	市税	172億4,250万円	27.6%	175億6,946万円	101.9%
	負担金・諸収入	7億3,284万円	1.2%	8億5,400万円	116.5%
	使用料・手数料	5億9,347万円	1.0%	6億円	101.1%
	繰入金等	68億6,109万円	11.0%	41億2,452万円	60.1%
依存財源	国・県支出金	261億1,339万円	41.8%	234億8,900万円	90.0%
	地方交付税	54億3,394万円	8.7%	54億9,997万円	101.2%
	交付金等	39億3,002万円	6.3%	38億2,790万円	97.4%
	市債	15億1,410万円	2.4%	1億3,755万円	9.1%
	総額	624億2,135万円	100.0%	561億 240万円	89.9%

●一般会計の主な支出（支出済額）

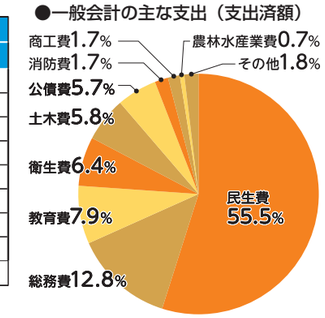

●一般会計の主な収入（収入済額）

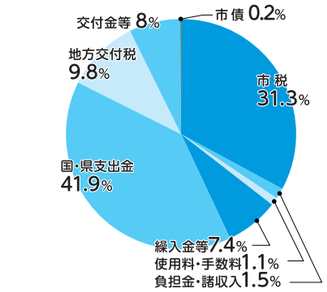

●市税の徴収状況（3月末時点）

	本年度課税分	徴収率	滞納繰越分	徴収率
収入済額	172億 460万円	96.0%	1億 969万円	43.0%
徴収すべき金額	179億1,799万円		2億5,480万円	

各会計予算執行状況

会計名		予算現額	収入済額	支出済額	執行率
一般会計		635億2,557万円	561億 240万円	538億 94万円	84.7%
国民健康保険		128億 210万円	127億 188万円	126億3,504万円	98.7%
土地区画整理事業		31億8,455万円	20億5,133万円	19億2,439万円	60.4%
介護保険		83億6,465万円	81億3,585万円	78億5,946万円	94.0%
後期高齢者医療		11億8,081万円	11億8,886万円	11億6,297万円	98.5%
水道事業会計	収益的収入	27億1,045万円	27億3,389万円		100.9%
	収益的支出	26億5,579万円		25億2,611万円	95.1%
	資本的収入	5億1,522万円	4億5,698万円		88.7%
	資本的支出	11億1,161万円		6億2,780万円	56.5%
下水道事業会計	収益的収入	19億2,376万円	18億7,172万円		97.3%
	収益的支出	18億5,855万円		18億1,583万円	97.7%
	資本的収入	24億8,302万円	19億3,616万円		78.0%
	資本的支出	28億 3万円		20億1,549万円	72.0%

●市の借入金（3月末現在）

借入現在高	389億6,244万円
市民一人当たりの借金	34万円
一日当たりの支払利子	49万円

●一時借入金の状況（3月末現在）

一般会計	0円
特別会計	0円
企業会計	0円

市有財産の状況

土地
2,060,635㎡

建物
294,149㎡

基金
125億6,062万円

有価証券
9億218万円

お知らせ・募集

税金・保険・年金

令和5年度所得関係証明は6月1日から交付されます

問 市民税課
☎(876)1273

6月1日(木)から令和5年度所得関係証明を申請することができます。

令和4年1月1日から12月31日までの所得や、税額の内容を証明するものです。

マイナンバーカードをお持ちの人は、コンビニで所得課税証明書・所得証明書・課税証明書が取得できます。

整骨院・接骨院(柔道整復)は正しく利用しましょう!

問 国民健康保険課 給付係
☎ 内線3713

【保険証が使える場合】

けがによる骨折、ひび(不全骨折)、脱臼、打撲、捻挫、肉離れ

※ただし骨折、不全骨折、脱臼の場合は、応急手当てを除き医師の同意が必要です。

【注意事項】

○負傷の原因は正確に

次のような場合は、国民健康保険が使えないことがあります。

①外傷性の負傷ではない場合

②負傷原因が労働災害に該当する場合(通勤途中の負傷等)

○病院での治療と重複不可

同じけがで、病院と整骨院・接骨院(柔道整復)両方の治療を受けることはできません。また、施術が長期にわたる場合は、医師の診療を受けてください。

○自署と領収書の保管

療養費支給申請書は、必ず自分で署名し、領収書を保管してください。また、後日国民健康保険課から郵送される「医療費通知」に間違いがないか確認ください。

※医療費適正化を図るため、施術内容について問い合わせる場合がありますので、ご協力をお願いします。

はり・きゅうおよびあんま・マッサージを受ける人へ(療養費のお知らせ)

問 国民健康保険課 給付係
☎ 内線3713

国民健康保険では、医師からはり・きゅうおよびあんま・マッサージ・指圧の同意を得て施術を受けた場合、療養費を支給しています。

定期的に療養費支給申請書に医師の同意書の添付が必要です。療養費支給申請書は、内容を確認してからサインをしましょう。

ただし、同じ傷病や類似疾病で、はり・きゅうとあんま・マッサージ・指圧の両方は受けられません。また、入院中に施術による施術を受けた場合は、療養費の支給はできませんのでご注意ください。

▼はり・きゅう

【対象となる傷病】

①神経痛
②リウマチ
③腰痛症
④五十肩
⑤頚腕症候群
⑥頚椎捻挫後遺症
⑦①～⑥と類似している慢性的な痛みやうずき

※病院や医院で同じ傷病の治療を受けている場合、療養費は支給できません。

▼あんま・マッサージ・指圧

【対象となる傷病】

筋肉のまひや関節が固まるなど(骨折や手術後の障害、脳血管疾患後遺症など)であって、医療上マッサージを必要とする傷病。

※疲労回復や慰安目的などのマッサージは対象ではありません。

令和5年度介護保険料について

問 いきいき高齢支援課
☎(876)1291

令和5年度介護保険料決定・納入通知書は6月中旬に発送します。年金から保険料を差し引かれる人を除き、第1期納期限は6月30日(金)です。期限内納付にご協力ください。

暮らし・環境・福祉

価格高騰に伴う住民税非課税世帯への支援給付金

問 新型コロナ非課税世帯等臨時特別給付金室
☎(987)6363
※フリーダイヤルに切り替え予定

物価高対策として、住民税非課税世帯1世帯あたり3万円の支援を行います。

支給対象者

①住民税非課税世帯

基準日(令和5年5月1日)時点で浦添市に住民登録があり、令和5年度住民税非課税世帯(世帯全員の令和5年度分住民税均等割が非課税)の世帯主。

令和5年1月1日から5月1日(見込み)までに、離婚や課税者の死亡等によって住民税非課税世帯となった世帯については、元配偶者等による扶養にかかわらず、「給付金」の対象となります。この場合は申請が必要です。

※基準日に浦添市に住民登録がある世帯が対象

②家計急変世帯

予期せず家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯

※①に該当し、支給を受ける人は対象外

支給手続き

①住民税非課税世帯

対象者には7月上旬(予定)に、給付内容や確認事項が書かれた文書を送付します。中身を確認し、返信が必要な場合は期限内に返信してください。

②家計急変世帯

給付金を受け取るには申請が必要です。申請書は7月上旬(予定)から市ホームページでダウンロードまたは臨時特別給付金室窓口で配布予定

※文書発送日・コールセンター設置日・フリーダイヤル・申請期限・令和5年度住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯の取り扱いなどについては、決定次第、市ホームページでお知らせします。

▲詳しくはこちら

下水道使用料の改定

問 上下水道部 経営企画室
☎(877)4869

下水道使用者の皆さまが将来にわたって安心してお使いいただき、独立採算による事業経営を図るために、4月1日から下水道使用料が変わりました。令和5年4月1日より前から継続して使用している人は、6月検針分以降の請求(7月請求分)から変わります。ご理解とご協力をお願いします。

▲下水道使用料の改定